

ゴルフ場における農薬等安全使用に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場において芝及び樹木等の病害虫及び雑草の防除又は栄養に供するために用いられる農薬及び肥料の安全かつ適正な使用を確保するために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する農薬をいう。

2 この要綱において「肥料」とは、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定する肥料をいう。

3 この要綱において「事業者」とは、県内に設置されたゴルフ場を経営している者及び今後県内にゴルフ場を開設し、経営しようとする者をいう。

(知事及び市町長の責務)

第3条 知事は、市町長と連携を図り、生活環境の保全のため事業者に対する指導監督に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、ゴルフ場における農薬及び肥料（以下「農薬等」という。）の使用について、従業員及び利用者の健康の保護並びに周辺住民の生活環境及び河川等の下流域の利水者に影響を及ぼさないよう努めるものとする。

(農薬及び肥料の購入)

第5条 事業者は、農薬を購入しようとするときは、法第17条の規定による届出のあった農薬販売者から購入するものとする。

2 事業者は、肥料を購入しようとするときは、肥料取締法第23条の規定による届出のあった肥料販売業者から購入するものとする。

(防除の委託)

第6条 事業者は、病害虫等の防除を委託しようとするときは、「兵庫県防除業者に関する指導要綱」第3の規定による届出のあった防除業者に委託するものとする。

(登録農薬及び登録又は届出肥料の使用等)

第7条 事業者は、病害虫等の防除の目的で農薬を使用しようとするときは、法第3条及び第34条第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用するものとする。

2 事業者は、水質汚濁性農薬等については、生活環境への危被害発生を防止するため使用しないよう努めるものとする。

3 事業者は、肥料取締法に基づく登録を受けた、もしくは届出のあった肥料を使用するものとする。

(農薬表示事項の遵守)

第8条 事業者は、農薬を使用しようとするときは、法第16条に規定する登録に係る適用病

害虫の範囲及び使用方法並びに貯蔵上又は使用上の注意事項等の農薬表示を遵守するものとする。

(適正な使用及び保管管理)

第9条 知事は、事業者に対し農薬等の安全かつ適正な使用及び保管管理を行わせるため、マニュアルを作成するものとする。

2 事業者は、前項のマニュアルに従い、農薬等の適正な使用に努めるものとする。

(自主点検)

第10条 事業者は、自ら農薬使用の安全を確保するため、別に定める農薬散布作業及び環境保全等にかかる点検項目について、自主点検を行うものとする。

2 事業者は、農薬等を使用しようとするときは、気象及び地形等の環境条件を十分考慮するものとする。

3 事業者は、農薬等による環境汚染を防止するため必要な水質調査を行うものとする。

4 事業者は、ゴルフ場の調整池に魚類を飼育するなどにより、ゴルフ場内の水質の監視を行うものとする。

(農薬管理責任者)

第11条 事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理のために、農薬管理責任者を置くものとする。

2 前項の農薬管理責任者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条に定める毒物劇物取扱責任者の資格のある者、又は県が認定している農薬管理指導士から選任するよう努めるものとする。

3 事業者は、農薬管理責任者を置き、又は変更するときは、様式第1号により、速やかにゴルフ場の所在地を管轄する市町長を経由し、知事に報告するものとする。

(農薬安全使用技術講習会への参加)

第12条 事業者は、農薬管理責任者等の関係者を、知事が行う農薬安全使用技術講習会に参加させるなど、資質の向上に努めるものとする。

(農薬使用状況等の記帳)

第13条 事業者は、農薬の使用状況等について様式第2号及び様式第3号により、記帳し、3年間保存しておくものとする。

(農薬使用状況等の報告)

第14条 事業者は、毎年4月30日までに前年度（前年4月～3月）の農薬使用実績を様式第5号（別紙添付）により、また、水質調査については調査後速やかに様式第6号により、ゴルフ場の所在地を管轄する市町長を経由し、知事に報告するものとする。

(調査及び指導等)

第15条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対して、農薬の使用等に関し、必要な報告を求め又は関係職員に、農薬の使用状況及び帳簿、書類その他必要な物件を調査させることができるものとする。

2 知事は、必要に応じて事業者に対して農薬等の使用方法等を変更させ、又は使用しない

よう指導することができるものとする。

(氏名等の公表)

第16条 知事は、事業者が知事の指導に従わないとき、調査若しくは報告を拒んだとき又はこれを妨害したときは、当該事業者の氏名等を公表することができるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定めるものとする。

附則（平成元年4月1日制定）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則（平成2年4月2日一部改正）

この要綱は、平成2年4月2日から施行する。

附則（平成3年2月1日一部改正）

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附則（平成9年12月22日一部改正）

この要綱は、平成9年12月22日から施行する。

附則（平成13年11月20日一部改正）

この要綱は、平成13年11月20日から施行する。

附則（平成15年5月19日一部改正）

この要綱は、平成15年5月19日から施行する。

附則（平成16年6月21日一部改正）

この要綱は、平成16年6月21日から施行する。

附則（平成24年2月13日一部改正）

この要綱は、平成24年2月13日から施行する。

附則（平成31年1月29日最終改正）

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。

